

# 新宿中央公園 撮影禁止区域図



0 50 100m

## ◆ 撮影禁止区域

北エリア : エコギャラリー新宿、スポーツコーナー、ピオトープ及び公園管理事務所の周辺並びにトイレ(3箇所)の周囲で下図の区域

東エリア : 全域

西エリア : 全域

◆ 夜間等(9:00~17:00以外)に撮影する場合、公園管理事務所(03-3342-4509)に電話をした上で来所し、腕章の貸与を受けてください。

◆ 植込み地内、滝に立入ることはできません。

◆ 公園大橋、公園小橋以外の橋は、公園区域ではありません。

至 西新宿四丁目

至 代々木



## 令和5年度芝生広場での撮影可能期間について

芝生広場(東)(西)について、芝生の養生に伴い一定期間閉鎖するため、当該地での撮影可能な期間は以下のとおりです。なお、芝生の育成状況によって閉鎖期間を変更することや、部分的な閉鎖を継続することがあるため、撮影可能期間を変更することがあります。撮影を検討する際、みどり公園課公園管理係あてに連絡して撮影可能かどうか確認してください。(みどり公園課公園管理係 03-5273-3914)

撮影可能期間 : 5月上旬~下旬 8月上旬~下旬 10月上旬~下旬 12月上旬~1月上旬

シュクノバ内で撮影する場合、事前に施設への設置・管理者である株新都市ライフホールディングスに電話し、了解を得てから許可申請してください。

(第三エリア経営部 営業第二課 03-5323-2008)